

(平成25年6月14日 IT総合戦略本部決定)

## 1 オープンデータ推進の重要性

- 技術の進展等により大量・多様なデータの処理・利用が可能となってきた  
→ 政府、独法、自治体等が保有する公共データのビジネスや新サービスへの活用が期待されている
- 公共データの活用促進のため、営利目的も含めた二次利用可能なルール、機械判読(※)に適したデータ形式での公共データの公開(オープンデータ)を推進  
(※)コンピュータプログラムが自動的にデータを再利用(加工、編集等)できること。

## 2 電子行政オープンデータ推進のための具体的取組

### (1) 二次利用を促進する利用ルールの整備

- 国が著作権者である公開データについては、二次利用を認めることを原則とする。

### (2) 機械判読に適したデータ形式での公開の拡大

- 今後インターネットを通じて公開するデータについては、機械判読に適した構造・データ形式でも公開することを原則とする。
- 重点分野(白書、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報)から優先的に取り組む。

### (3) データカタログ(ポータルサイト)の整備

- データの横断的検索や自動的提供等の機能を備えた「データカタログ」(ポータルサイト)を整備する。  
(平成25年度上期に試行版の立ち上げ、平成26年度に本運用開始)

### (4) 公開データの拡大

- 重点分野について、新ビジネスへの利用が期待される等のデータについて、実務者会議の検討を踏まえ、公開を拡大。
- 新規公開のコストが低いもの、利用者のニーズが高いものは、公開できない・二次利用が認められないものを除き、公開を拡大。

### (5) 普及・啓発、評価

- ニーズの発掘・喚起、新サービス・ビジネスの創出のため、利活用の支援を行う。
- 利用者のニーズ・意見を把握し、取組に反映させる仕組みを構築する。

## 3 電子行政オープンデータ推進のためのロードマップ

- 各府省による平成25年度以降の進め方を、工程表として整理。
- 平成27年度末において、他の先進国と同水準のオープンデータの公開と利用を実現する。
- ロードマップに記載された施策の取組状況や課題等について、内閣官房は各府省から適宜報告・説明を求める。